

条例第 42 号

宇和島市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 22 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

宇和島市子ども医療費助成条例（平成17年条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその<u>保護者</u>に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から <u>15歳</u>に達した日以後の最初の3月末日までの間にある者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>イ アの要件を満たさないことにつき市長が特別の理由があると認める者</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、<u>保護者</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその<u>保護者等</u>に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から <u>18歳</u>に達した日以後の最初の3月末日までの間にある者で、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>イ アの要件を満たさないことにつき市長が特別の理由があると認める者</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、<u>本市に住所を有する保護者（親権を行う者、</u></p>

であ
って、本市に住所を有するものとする。ただし、子どもが次の各号のいずれかに該当する者であるときは、助成の対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者
- (2) 国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者
- (3) 他の制度により医療費の一部負担金の全部について助成を受けることができる者

(助成制限)

第 6 条 (略)

2 前項に定めるもののほか、幼児（子どものうち、3 歳に達した日の属する月の翌月の初日から 6 歳に達した日以後の最初の 3 月末日までの間にある者をいう。）に係る保険給付（入院に係る保険給付を除く。）及び児童（子どものうち、6 歳に達した日の翌日

未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するもの又は成年に達した子どもに係る当該者であった者をいう。）又は監護されていないと市長が認める子どもとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当する者であるときは、助成の対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者
- (2) 国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者
- (3) 他の制度により医療費の一部負担金の全部について助成を受けることができる者
- (4) その他この条例に基づく助成を受けることが適当でないと市長が特に認める者

(助成制限)

第 6 条 (略)

2 前項に定めるもののほか、幼児（子どものうち、3 歳に達した日の属する月の翌月の初日から 6 歳に達した日以後の最初の 3 月末日までの間にある者をいう。）に係る保険給付（入院に係る保険給付を除く。）及び児童（子どものうち、6 歳に達した日の翌日

以後の最初の4月1日から15歳に達した日以後の最初の3月末日までの間にある者をいう。)に係る保険給付については、宇和島市ひとり親家庭医療費助成条例(平成17年条例第116号)又は宇和島市重度心身障害者医療費助成条例(平成17年条例第123号)の規定により医療費に関する助成を受けることができるときは、助成しないものとする。

以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月末日までの間にある者をいう。)に係る保険給付については、宇和島市ひとり親家庭医療費助成条例(平成17年条例第116号)又は宇和島市重度心身障害者医療費助成条例(平成17年条例第123号)の規定により医療費に関する助成を受けることができるときは、助成しないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宇和島市子ども医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例の規定に基づく手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。